# 重要事項説明書

地域密着型通所介護 介護予防型通所サービス

あなたに対する居宅サービスもしくは第1号事業の提供開始にあたり、介護保険法令等に基づき、当事業者が あなたに説明すべく事項は次のとおりです。

## 1. 事業者

法人の名称	株式会社 想愛
法人所在地	石川県金沢市畝田東3丁目545番地
法人種別	株式会社
代表者氏名	代表取締役 片岡 憲男
電話番号	076-254-0066

# 2. ご利用施設

施設名称	サンケア畝田デイサービス						
施設所在地	石川県金沢市畝田東3丁目545	石川県金沢市畝田東3丁目545番地					
管理者	辻 祐貴子						
電話番号	076-254-0066	076-254-0066					
FAX番号	076-254-5186						
サービスを提供する	地域密着型通所介護	金沢市					
通常の実施地域	介護予防型通所サービス	金沢市·野々市市·白山市 内灘町·津幡町					

# 3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	金沢市	事業者指定	利用定員					
ず未り 性規	指定•更新年月日 指定番号			火	水	木	金	土
地域密着型通所介護	2020/11/1	1770105375	18名	18名	18名	18名	18名	18名
介護予防·日常生活支 援総合事業	2024/4/1	1770105375	18名	18名 18名 18名 18名 18名 (介護に含む)			18名	
短期入所生活介護	2020/11/1	1770105375			30	名		
予防短期入所生活介護	2020/11/1	1770105375	0105375 30名(介護に含む)				む)	

## 4. 事業の目的と運営の方針等

事業の目的	要介護状態または、要支援状態等にある高齢者等に対し、適正な介護サービスを提供する。
運営の方針	要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した 日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の 日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身の機
	能の維持並びにご利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

# 5. 施設の概要

## (1)敷地および建物

敷	地	825.00 m²											
7-1- 11-6	構造		鉄骨造2階建て										
建物	延べ床面積	990.48 m²											
			月	火	水	木	金	土					
<b>≨</b> (1 B	9 中日	地域密着型通所介護	18	18	18	18	18	18					
利用定員		予防型通所介護	防型通所介護 18 18 18				18	18					
		(合計利用人数)		•	(	18名)	)						

# (2)主な設備

設備の種類	室 数	面 積	備考
食堂兼機能訓練室	1室	内法 67.87 ㎡	
一般浴室	1室	内法 15.01 m²	
機械浴室	1室	内法 9.75 m²	短期入所と共用
相談室	1室	内法 3.94 ㎡	短期入所と共用
静養室	1室	内法 6.10 m²	

# 6. 職員体制(主たる職員) 地域密着型通所介護・介護予防型通所サービス

		常勤		非常勤		
従業者の職種	人数	専従	兼務	専従	兼務	保有資格
管理者	1		1			介護福祉士、介護支援専門員、防火管理者
生活相談員	2	1	1			介護福祉士
看護職員	2			1	1	正看護師
介護職員	4	3	1			介護福祉士、実務者研修
機能訓練指導員	1				1	正看護師

## 7. 営業日および営業時間 地域密着型通所介護・介護予防型通所サービス

営業日	月曜日~土曜日(国民の祝日も営業、1月1日、2日は休業)
営業時間	8時30分~17時30分
サービス提供時間	9時15分~16時30分

# 8. 利用者負担金

利用者負担金は、次の3種類に分かれます。具体的な金額は下記のとおりです。

① 介護報酬もしくは金沢市長が定める基準の額に係る利用者負担 (費用全体の1割~3割)

② 運営基準「厚生労働省令」で定められた「その他の費用」 (全額、自己負担)

③ 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用 (全額、自己負担)

## (1)介護保険給付サービス【1割負担の場合】

### 【地域密着型通所介護】

① 地域密着型通所介護費

	実施時間	利用料	自己負担
要介護1	7~8時間	7,530円/日	753単位/日
要介護2	7~8時間	8,900円/日	890単位/日
要介護3	7~8時間	10,320円/日	1,032単位/日
要介護4	7~8時間	11,720円/日	1,172単位/日
要介護5	7~8時間	13,120円/日	1,312単位/日

(2)	入浴介助加簋	T

400 円/回

ただし介護保険での自己負担額は 40 単位です。

※入浴介助に関わる介護従事者の定期的なスキルアップ研修を行なった場合。

③ 個別機能訓練加算 I イ(選択)

560 円/回

ただし介護保険での自己負担額は 56 単位です。

④ サービス提供体制強化加算(I)

220 円/回

ただし介護保険での自己負担額は 22 単位です。

⑤ 若年性認知症利用者受入加算(65歳未満の方)

600 円/回

ただし介護保険での自己負担額は

60 単位です。

- ⑥ ご家族にて送迎された場合、片道につき 470 円/回
- \_\_\_-47\_ 単位減算させていただきます。
- ⑦ 介護職員等処遇改善加算(I) 9.2% (月額合計単位数より算出)
- ⑧ 地域区分7級地 10.14円(月額合計単位数(処遇改善加算含む)に上乗せ計算)

### 【介護予防型通所サービス】

① 介護予防型通所サービス費

	利用料	自己負担
要支援1	17,980円/月	1,798単位/月
要支援2	36,210円/月	3,621単位/月

② サービス提供体制強化加算(I)1・サービス提供体制強化加算(I)2

要支援1 880 円/月

ただし介護保険での自己負担額は

88 単位です。

要支援2 1,760 円/月

ただし介護保険での自己負担額は 176 単位です。

3	若年性認知症利用者受入加算(65歳	未満の方	ī)
		2.400	Ш

2,400 円/月

240 単位です。 ただし介護保険での自己負担額は

- ④ ご家族にて送迎された場合、片道につき 470 円/回 -47 単位減算させていただきます。
- ⑤ 介護職員等処遇改善加算(I) 9.2% (月額合計単位数より算出)
- ⑧ 地域区分7級地 10.14円(月額合計単位数(処遇改善加算含む)に上乗せ計算

### (2)介護保険給付サービス【2割負担の場合】

## 【地域密着型通所介護】

① 地域密着型通所介護費

	実施時間	利用料	自己負担
要介護1	7~8時間	7,530円/日	1,506単位/日
要介護2	7~8時間	8,900円/日	1,780単位/日
要介護3	7~8時間	10,320円/日	2,064単位/日
要介護4	7~8時間	11,720円/日	2,344単位/日
要介護5	7~8時間	13,120円/日	2,624単位/日

② 入浴介助加算 I

400 円/回

ただし介護保険での自己負担額は 80 単位です。

※入浴介助に関わる介護従事者の定期的なスキルアップ研修を行なった場合。

③ 個別機能訓練加算 I イ(選択)

560 円/回

ただし介護保険での自己負担額は 112 単位です。

④ サービス提供体制強化加算(I)

220 円/回

ただし介護保険での自己負担額は 44 単位です。

⑤ 若年性認知症利用者受入加算(65歳未満の方)

600 円/回

ただし介護保険での自己負担額は 120 単位です。

- ⑥ ご家族にて送迎された場合、片道につき 470 円/回  $_{-94}$  単位減算させていただきます。
- ⑦ 介護職員等処遇改善加算(I) 9.2% (月額合計単位数より算出)
- ⑧ 地域区分7級地 10.14円(月額合計単位数(処遇改善加算含む)に上乗せ計算

# 【介護予防型通所サービス】

① 介護予防型通所サービス費

	利用料	自己負担
要支援1	17,980円/月	3,596単位/月
要支援2	36,210円/月	7,242単位/月

2	② サービス提供体制強化加算(I)1・サービス提供体制強化加算(I)2				
		要支援1 8	80 円/月		
		ただし介護保隆	<b>倹での自己負担額</b> は	<u>176</u> 単位です。	
		要支援2 1,	760 円/月		
		ただし介護保隆	<b>倹での自己負担額は</b>	<u>352</u> 単位です。	
(3)	若年性認知症利用者	受入加算(65歳未流	歩の方)		
	H 1 12427 W/22 1 47 14 H		400 円/月		
		,	食での自己負担額は	480 単位です。	
4	ご家族にて送迎された	た場合、片道につき	470 円/回	47単位減算させていただきます。	
(5)	介護職員等処遇改善	:加質(I) 9.2% (	(月額合計単位数上)	) (	
	TIENNE TIESE	жэ <del>г</del> (1) 0.2/0 .		<del>уг</del> ш/	
6	地域区分7級地 10.1	4円(月額合計単位	数(処遇改善加算含	む)に上乗せ計算	
(3)	介護保険給付サービス	《【3割負担の場合】			
-	域密着型通所介護】				
1	地域密着型通所介護		1		
		実施時間	利用料	自己負担	
	要介護1	7~8時間	7,530円/日	2,259単位/日	
	要介護2	7~8時間	8,900円/日	2,670単位/日	
	要介護3	7~8時間	10,320円/日	3,096単位/日	
	要介護4	7~8時間	11,720円/日	3,516単位/日	
	要介護5	7~8時間	13,120円/日	3,936単位/日	
2	入浴介助加算 I				
	Man Man I	400 円/	/ 同		
			い での自己負担額は	I 120 単位です。	
				1 120 千位です。 目的なスキルアップ研修を行なった場合。	
(3)	個別機能訓練加算 I			THE TOTAL OF THE CITY OF THE CONTROL	
	四分引效配的机构和并 1		60 円/回		
			60	168 単位です。	
		たたし月 暖休度			
4	サービス提供体制強	化加算(I)			
		2	20 円/回		
		ただし介護保障	<b>倹での自己負担額</b> は	<u>66</u> 単位です。	
(5)	若年性認知症利用者	受入加算(65歳未満	蜀の方)		

600 円/回

ただし介護保険での自己負担額は 180 単位です。

⑥ ご家族にて送迎された場合、片道につき 470 円/回  $\underline{-141}$  単位減算させていただきます。

7	介護職員等処遇改善加算(I)	9.2%	(目類合計単位数上的管用)
(I)		9.4 /0	(月) (日) 日   日   日

⑧ 地域区分7級地 10.14円(月額合計単位数(処遇改善加算含む)に上乗せ計算

### 【介護予防型通所サービス】

① 介護予防型通所サービス費

	利用料	自己負担
要支援1	17,980円/月	5,394単位/月
要支援2	36,210円/月	10,863単位/月

② サービス提供体制強化加算(I)1・サービス提供体制強化加算(I)2

要支援1 880 円/月

ただし介護保険での自己負担額は

264 単位です。

要支援2 1,760 円/月

ただし介護保険での自己負担額は 528 単位です。

③ 若年性認知症利用者受入加算(65歳未満の方)

2,400 円/月

ただし介護保険での自己負担額は

720 単位です。

④ ご家族にて送迎された場合、片道につき 470 円/回

-47 単位減算させていただきます。

- ⑤ 介護職員等処遇改善加算(I) 9.2% (月額合計単位数より算出)
- ⑥ 地域区分7級地 10.14円(月額合計単位数(処遇改善加算含む)に上乗せ計算

### (4)介護保険給付外サービス

1	食費	昼食	670	- 円	夕食 	510	<del>-</del> 円	
2	おむつ代	_	実費	-				
3	通常の送迎サービス提供通常の事業の実施区域を				1キロメートル	ごとに	100	円
4	教養娯楽費	_	実費	-				
(5)	夕食パック(延長利用) 《1日定員3名まで》			詳間を含む最大 ,000円)+夕食			可能(介護保険外)。 10円	

※ 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を 含む。)には、全額自己負担となります(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を 作成する際に介護支援専門員からの説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。)。

# 9. 通所サービスの概要

# (1)介護保険給付サービス

種類	内 容
	栄養士の立てる献立表により、栄養とご利用者の身体状況に配慮した
食事	バランスよくバラエティに富んだお食事を12時から提供いたします。
	食材料費については給付対象外です。
	必要な方は職員が介助いたします。ご利用者の健康状態、
入浴	日常生活レベルにより、シャワー 浴、機械による入浴、または清拭を行
	います。
世典の公田	ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、
排泄の介助	排泄の自立についても適切な援助を行います。
口腔ケア	口腔内の清潔保持のため、毎食後ご利用者に応じた口腔ケアを実施
口腔グノ	いたします。必要な方は職員が介助いたします。
整容	起床時、臥床時の更衣及び整容の援助を、ご利用者の心身の状況に応
<b>登</b> 谷	じて行います。
	ご利用者の身体状況に合わせた介助を行うことにより、身体機能低下を
機能訓練	防止するように努めます。
	また、体操・レク活動・行事を通じて、健康維持・増進に努めます。
	入浴前に看護職員が健康状態を確認いたします。
健康管理	利用時間中、看護職員が状態を把握し異常があればご家族へ連絡する
	など、対応を迅速に行います。

相談及び援助	ご利用者及びそのご家族からの相談についても誠意を持って応じ、
1年晚及016時	可能な限り必要な援助を行うように努めます。
送迎	身体状況など一定の基準に該当する方で、ご自分で来所が困難な方は
<b>达</b> 型	リフト付送迎車などで送迎を行います。ご家族による送迎も可能です。

# (2)介護給付外サービス

サービスの種類	内 容
食材の提供	栄養士による食材の検収により、新鮮で良質な食材を提供いたします。
オムツの提供	ご利用者の状況によっては、施設に用意したおむつを提供いたします。
レクリエーション行事	行事計画に基づき、各種レクリエーションを提供いたします。

## 10. 料金のお支払い方法

料金・費用は毎月15日前後に前月分の利用料金等を請求しますので、22日までに下記の方法でお支払いください。

① 当施設口座へ振り込みによりお支払いいただく方法 (振込み手数料はご負担ください。)

※ ご利用者のお名前で振込をお願いします。

(口座名は カブシキガイシャ ソウアイ

北國銀行 泉支店 (普通)

② 預金口座振替にて引落しにより、お支払いただく方法 (預金口座振替依頼書にお申込いた

だきます。引き落とし手数料は当社にて負担いたします。)

お支払いを確認いたしましたら、領収書をお渡しいたしますので必ず保管をお願いします。

## 11. サービス利用の中止

ご利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。 当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることになりますのでご了承ください。

キャンセル料	食費相当額(670円)
777 2777	及負行司領(01011)

404413

## 12. 苦情 相談等の窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

苦情、窓口受付担当者 ( 伊藤 友梨 )苦情解決責任者 ( 辻 祐貴子 )ご利用時間 毎日午前8時30分~午後5時30分ご利用方法 電話 076-254-0066FAX 076-254-5186直接ご面談などによる

公的機関においても、次の機関において苦情申立等ができます。

		金沢市役所	介護保険課		9:00~17:45(土日祝、年末年始除く)
		TEL	076 - 220 - 2264	FAX	076 - 220 - 2559
		野々市市役	所 介護長寿課		8:30~17:15(土日祝、年末年始除く)
		TEL	076-227-6066	FAX	076-227-6252
		白山市役所	長寿介護課		8:30~17:15(土日祝、年末年始除く)
		TEL	076-274-9529	FAX	076-275-2211
( <u>2</u> )	行政機関	内灘町役場	福祉課		8:30~17:15(土日祝、年末年始除く)
2	1]以饿崽	TEL	076-286-6703	FAX	076-286-6704
		津幡町役場	福祉課 介護保険係		8:30~17:15(土日祝、年末年始除く)
		TEL	076-288-2416	FAX	076-288-4354
		石川県福祉 <sup>、</sup>	サービス運営適正化才	美員会(	石川県社会福祉会館内)
		TEL	076-234-2556		9:00~17:30(土日祝、年末年始除<)
		石川県国民	健康保険団体連合会(	介護サ	ービス苦情110番)
		TEL	076-231-1110		9:00~17:00(土日祝除<)

## 13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める『サンケア畝田消防計画』に基づき、対応いたします。 別途定める『サンケア畝田消防計画』に基づき、年2回以上サービス 提供時を想定した避難訓練を行います。		
平常時の訓練等			
防火設備			
沙叶利亚体	消防署への届出日	平成26年10年17日	
消防計画等	防火管理者	辻 祐貴子	

### 14. 業務継続計画の策定(BCP計画)

事業所における感染症や非常災害発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための 及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定した上で従業員に対して周知するとともに必要な 研修及び訓練をそれぞれ年に1回以上実施致します。

### 15. 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打合せに基づき、家族、主治医、 救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡する等、必要な措置を講じます。

ご家族	氏名
	連絡先
	勤務先/携帯電話
主治医	医療機関名
	主治医名
	連絡先

## 16. 損害賠償及び事故発生時の対応について

ご利用者に対する介護サービスの提供にあたって、事故が発生し、自己の責に帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、その責任の範囲において利用者に対してその損害を賠償します。

### ※事故発生時の対応

- 1 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 事業者は前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しておく。
- 3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害 賠償を速やかに行う。

### 17. 個人情報保護及び秘密保持について

当事業所及び従業員は、正当な理由がない限り、ご利用者に対する介護サービスの提供にあたって 知り得たご利用者またはその家族の秘密を漏らしません。

当事業所は、従業員が退職後、在職中業務上知り得た、ご利用者またはその家族の秘密を正当な理由なく漏らすことがないように必要な措置を講じます。

当事業所は文書によりご利用者またはその家族の同意を得た場合には、サービス担当者会議等必要な範囲内で、ご利用者の個人情報を用いることができるものとします。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(磁気媒体情報及び伝送情報を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分する際にも、第三者への漏洩をを防止するものとします。

個人情報の使用に際し、別紙「個人情報使用同意書」にて予め同意をいただきます。

### 18. 地域密着型通所介護計画等の作成について

居宅サービス計画もしくは介護予防サービス計画の内容に沿ってご利用者の心身の状況、希望及び そのおかれている環境等を踏まえ、地域密着型通所介護及び介護予防型通所サービス、基準緩和型通所サービス 計画を作成します。

作成にあたっては、その内容について、ご利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに 交付いたします。

### 19. 感染症対策について

事業者は、感染症の予防、指針の整備及び蔓延防止のための訓練や研修を定期的に実施します。また、対策を 検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知します。

### 20. 高齢者虐待防止について

事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に対して周知を行うとともに必要な指針を整備し研修を定期的に開催します。またこれらの取り組みを適正に実施するための担当者を設置致します。

### 21. 身体拘束廃止について

事業者は、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとする。また、身体拘束廃止のための委員会の 設置や必要な指針を整備し、従業員に対して定期的に研修を行います。

## 22. 認知症介護基礎研修の受講義務及び入浴サービススキルアップ研修の実施

事業者は、介護に直接携わる従業員のうち、医療、福祉関係の資格を有さない従業員について、認知症介護に 係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。

また、入浴サービスに関わるスタッフに対して、定期的なスキルアップ研修を実施します。

### 23. ハラスメント防止

事業者は、適切な指定(介護予防)短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

### 24.運営推進会議について

事業所の活動を出席者の皆様に報告し評価を受けるとともに、必要な要望、助言等をお聴きするため、概ね6ヶ月に1回以上運営推進会議を開催します。

## 25. 第三者による評価の実施状況

第三者評価による 評価の実施	1. あり	実施日		
		評価機関名称		
		結果の開示	1. あり	2. なし
	2. trl			

# 26. 当施設をご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	施設内の設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した		
	ご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。		
	1階玄関、通用口、エレベーターは電子ロックになっています。		
喫 煙·飲 酒	喫煙は施設内の決められた場所以外ではお断りします。		
	飲酒は原則的にご遠慮願います。		
迷惑行為等	騒音等、他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。		
所持品、現金等の 管理	基本的に個人で管理していただきます。		
宗教活動政治活動	施設内で他のご利用者に対する宗教活動及び政治活動については		
	ご遠慮下さい。		
その他	利用者間の金品等の貸借、譲渡はご遠慮願います。		
	飲食物の持ち込みはご遠慮願います。毎月発行の通信の中で、		
	顔写真等を掲載させていただくことがあります。ご了承ください。		
	営利目的の勧誘、チラシの配布等はお断りさせていただきます。		

地域密着型通所介護及び介護予防型通所サービスの提供の開始に際し本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

続柄